

かわらばん

第1号 2015年10月21日



「一票で変える女たちの会」キックオフ集会記録から（二〇一五年八月九日）

講演

立憲主義とは

～選挙をつかう～

青井未帆さん

（学習院大学大学院教授）

本日は、立憲主義と選挙、特に婦人参政権運動について、女性にとつての一票という観点からお話をしたいと思います。

はじめに

選挙というのはいろいろな意味で難しく、しかし面白いものです。何が面白いのかというと、これは単なるただの人を公人にする機会なのです。選挙のとき、私たちは「選挙人団」という国家機関になって、ただの人を政治家にする。これは憲法学的に見ても興味深い瞬間でありまして、私たちが政治を取り結ぶ結節点になるわけです。ただし、重要だとは分かっていても、「私が一票投じたところで、何も変わらないんじゃないかな？」というふうに思われがちです。

しかしここ数年、一票の格差を巡る裁判が選挙のたびに起こされて、これに対する最高裁の判断がだんだん変わってきています。このことによつて私たちは、「ああ、一票つてすごい力があるんだ」と、深く自覚するようになりました。どこに住んでいるかによつて票の価値が違うのはおかしい、どこに住んでいようと同じ重さ、同じ価値の一票で政治に参加出来なくちゃいけない、という認識を私たちは自分のものにしてき

たのではないか。これについては「一人一票」に関わっていらつしやる弁護士の方のご尽力に、深く敬意を表したいと思います。この問題によつて私たちが政治に参加することが出来るということに自覚するようになった、まさにそのときに今回の安保法制案がもちあがり、国民の声を聞かずに国会で法制化されようとしています。

もちろん、国会を通つたから終わり、ではない。国会で通つたから法律だということにはなりません。なぜならば、それが正しくないものであるならば正しくない、正当性というものは生まれないのです。そういう公論を起していかねばなりません。私たちには選挙権が、選挙に参加して人を政治家にするという力があるという自覚を、「一人一票」の訴訟が促してくれた、この自覚を最初に確認したいと思います。

婦人参政権七〇年の意味

つい先日、朝日新聞のジョン・ダワー氏のインタビュー記事に、吉田茂がジョン・ダレスから憲法改正せよと迫られた時に言つた言葉が引用



されてきました。吉田茂はそのとき、「そんな日本の女性が許すわけがない」と言ったんですね。「選挙権はあなた方が与えたんですよ」そう言ったそうです。日本の女性が許すはずがない、このことを深く心に刻みたいですね。実際に今、安保法制に賛成か反対かについて統計を取ると、どの統計でも女性の方が圧倒的に反対が多いんです。私はこれには十二分に意味があると思います。

吉田茂が「あなた方が与えたんじゃないですか」と言った婦人参政権について少しふり返ります。ご承知の通り、わが国において長い歴史があります。市川房枝さん等を中心とした婦選運動、これは大日本帝国憲法よりも前から、民権運動とともに参政権を要求してきました。終戦直後にアメリカのある女性から「日本の女性は目覚めたら枕元に選挙権があった」というようなことを言われたそうですが、そうではありません。七〇年前に与えてもらったものではなく、その前から参政権運動、婦選運動という形で行ってきたのです。ただ、婦人参政権運動は最終的には戦争遂行国家の中に組み込まれていったということも事実です。女性はマイノリティ集団として日本で一番大きいのですが、それ故に団結すると強い一方で、その力は政治的に利用されやすいのです。そのことにも、よく注意する必要があります。

さて、日本国憲法が作られるという、その制定議会に女性がいたということも周知の事実です。議員を選んだ総選挙の際の女性の投票率は六六・九七%、男性の投票率は七八%でした。女性の方が低いのですが、この時に立候補した七九名の女性議員候補のうち三九名が議員になつています。これはまさに、婦選、参政権運動が戦前からあったことの積み重ねだと思えます。その後

七〇年間、今私たちはどういう時点にいるでしょうか。試行錯誤しながら自分たちの持つてきている政治への参加の力を蓄えてきているのではないのでしょうか。今、いろいろな意味でピンチですが、これをチャンスに変えていくのは、やはり政治に参加する結節点である選挙だと思います。国はだれのためにある？

国が何のためにあるのか？何をするものなのか？

私たちは生まれた時には基本的に既に国があるので、国は国民のためにある、個人のために国がある、と言っても実感がわかないかもしれません。しかしながら憲法上は国民の自由をよりよく守るために国家というものは存在しているのです。国はそれとは関係ない仕事もしています。最終的には何らかの形で人々の自由のためになるように、憲法はそこにあるべきだという規範を作る、そこに重要性があります。たしかに現実と規範は違います。私たちの実際の生活を見れば、自由でもなく、平等でもない。けれども同じ人間として生まれたからには平等でなくてはならない、できる限り自由でなければならぬはずなんです。そういう時に頼りになるのが憲法なのです。

憲法がなくても、例えば民法とか商法とか刑法など様々な法律があるおかげで、一定程度自由は確立されます。ふだんの生活の中で憲法を毎日使わなくてはならないのかというと、そうではありません。でも、どうしても不正義が生じて既存の法律を使っても助けられない、そういう時にこそ憲法が役に立つ。最後の最後で「それはおかしいではないか」と言えるための武器が、まさにこの憲法です。政治は憲法に従わなくてはいけないのだという立憲主義の考え方です。個人の尊重とか、平等・自由ということは自然には達成されにくいのです。だからこそ「不断の努力」によって「守っていくべきだ」と声を上げ続けなければなりません。

「個人の尊重」を日本国憲法は一二条で謳っていますが、個人が尊重されることの根本にあるはずの「個人の尊厳」については二四条に書いてあります。二四条は家庭生活における平等について謳っている条文ですね。「個人の尊厳」が二四条

にあるというのは日本国憲法の性格を規定していると思います。私たちの生活が不平等で不自由だったなら、個人の尊厳など生まれません。戦前、戦中のある時期、女性も、兵士として命を差し出す子どもを作るということを国から求められました。こんな残酷なことはありません。だからこそ吉田茂は「女性は絶対反対する」と言った。このことは、家庭というものをどう作るか、個人がどう生きるかというコアのところにも触れる。とだから意味があるのです。今の安倍政権はこのことを実感をもって認識していないのではないかと、という気がしてなりません。でもそこが一番重要で、個人の尊厳という言葉が憲法二四条に書かれている意味を改めて想起したいと思います。

ちなみに最近安倍首相がよく使う積極的平和主義という言葉について、少し触れます。平和学者ヨハン・ガルトウングは、家族や地域や社会における不平等など構造的に存在している不平等をなくすことこそが平和である、という意味で積極的平和主義と言いました。

ですから、積極的平和主義という

言葉を軽々しく使ってもらいたくない。女性が輝け、と何か間違っている女性政策がとられている中で、この積極的な平和を求めると違う方向になる。もつと個人の尊厳、個人の尊重を確立する方向でしかない、ということ強調したいと思います。

「政治を憲法に従わせる」立憲主義

立憲主義とは何かというと、これは多義的で難しい問題です。よく言われる言い方としては、政治を憲法に従わせる、これが一番コアにあることです。国家が侵すことのできない人権がよりよく保障されるために権力を分割する、そしてそれぞれの権力ができる限界を定めているのが憲法です。ですから簡単には変えてはいけないものです。一代を超えてような長いスパンで、そのあり方を定めている法です。これに対して、日々の生活というのは決めなければならぬことが溢れている。ゴミを出す日が何曜日か決まっていなかったら大変ですし、予算作成もその執行も期限がある。そこで次善の策であつても、仕方なくても多数決で決めなくてはならない。法律は民主主義的に、多数決の論理で決められます。今回の法案も参議院が仮に否決したとしても、衆議院に戻って三分の二以上でもう一回可決されると法律になります。

民主主義の論理と、先ほど話した長いスパンで考えるべき立憲主義の論理とは位相が違います。位相を変えることで安定性が確保されるというのは、面白い知恵です。別のリズムを合わせることで中長期的に守らなければならない価値を守れるようにする知恵、これが立憲民主主義です。安倍政権は長いリズムで考えることと、短いリズムで考えることをあえてゴチャゴチャにして、多数決で本当は決められないことを決めようとしています。マグナカルタから八〇〇年かけて作ってきた知恵を冒涇するものと言えます。

今、憲法学者一三八人が安保法制に反対する声明を出しています。元々少ない憲法学者の中の一三八人はかなり大きい数です。いろいろな調査によっても九割近い人が「安保法制反対」と言っています。これらの人は支持政党があるわけではなく、言わばバラバラです。こういう

形での結束は未だかつてなかったことです。それは、私たちが引き継いできた立憲主義、立憲民主主義をあまりにも簡単に壊そうとしている、この一点で一致しているからでしょう。憲法に従わなくてはならないという意識がそもそも政治家にあるのか、が疑われる事態は相当に危機的なことであると言えます。

選挙

政治家に「憲法に従わなければならない」という意識をどうやったら持つてもらえるのか。簡単ではありませんが、選挙がこの意識を内面化させる契機になることは間違いありません。なぜなら、選挙で当選しなければただの人だからです。選挙というのは、私たちが国家機関としての選挙人団になることです。私たちが選挙人団を作って選挙人団という国家機関が、人を公人にするということなので、これは公的なもので、私的なものが入る余地は基本的にはないかもしれません。少なくとも最初はないと思われました。政治をするというのは、公的な天下国家のことを考えられるに足る、それなりの

教養や財産がある人でないと国家のことを考えられない、とされました。フランス革命当時は制限選挙だったのも今のような考えを前提にしていきました。その後、デモクラシーの伸張により普通選挙が求められ、女性の参政権を求める動きもフランス人権宣言が出された頃にはや出てきて、運動は広げられてきました。その中で選挙権の性格が変わりました。

選挙は公的なものではあるけれども、私が選挙で一票を投じることは保障されなくてはならないし、またその一票の重みも他の人と同じでなければならぬというように、「私」という一人の個人が実際に投票できるといふことの保障へと、選挙権は限りなく近づいています。

私たちが参政権を持って七〇年経ちました。これは単に選挙人名簿に名前が記載されているというだけではない、「私」の声が政治に反映されるというところまで私は行動できる、憲法が保障するものを使わなければならぬ、ということです。政治は憲法に縛られなくてはならないということを経済政治家にわかって頂く

機会は選挙が一番大きいと思えます。選挙人団の一員ということを超えて、他ならぬ「私」が政治に参加するといふ選挙理解が今日ではとられているので、このことを最大限活用しようではありませんか。

選挙権の理解について、最高裁判所ある時点で変わってきています。昭和六〇年には、選挙の葉書は届くが足が悪く投票に行けない人が「選挙権を持っていても使えないのはおかしい。郵便投票という制度があったのになくなったのはおかしい」と訴訟を起こしましたが、最高裁は選挙権について判断していません。「選挙人名簿に記載されているのだからそれで選挙権は保障されているのではないか」という理解があったのだらうと思います。その後ALS患者が起こした裁判で、下級審ですが、投票権があるのに行使できないのは投票権の侵害だと認めました。さらに決定的なのは在外投票です。これは在外居住者が選挙人名簿に載っていないということなので、少し性格が違います、選挙権を行使できない状態が争われました。これについて平成一七年最高裁判決は、非常に明確に違憲であるとなりました。

選挙権というものが単に選挙人名簿に記載されているからいいとか、そういうことを超えて、もつとリアルなものとして最高裁自身も捉えるようになっていっていることは、ぜひ知っておいて頂きたいと思えます。

おわりに

政治は何かの目的をもって、その目的を実現するために行われるものです。目的を達成するための手段として政策が考えられます。しかし目的達成のために何でもやっていいというように流れやすいので、「目的—手段」というのは別の思考によってコントロールされる必要があります。

それが法です。法によって政治を縛るといふことは、私たちの知恵ですが、法の支配、立憲主義と唱えるだけでは政治を縛ることはできません。法の支配を実現できるかどうかは私たちの努力にかかっています。特に実際の政治に直接関わらない私たちが、どうやって不断の努力をすることができると言え、それは選挙に他ならないし、また表現の自由を最大限使うことに他なりません。

せん。私たちは今回いろいろな意味でピンチになっていますが、これほどまでに力を持っていることは、自分たちでも知らなかったことの一つでしょう。私たちが政治に参加することの持っている力はすごく大きいのです。それを活用していきましょう。



『一票で変える女たちの会』かわらばんには印刷版をお届けしています。

ネットでご覧になる方も、ぜひ印刷してご友人・知人の方に紹介してください。

★投稿大歓迎！

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見、なんでもお寄せください。(一本について一二〇〇字〜一六〇〇字) 投稿先:

lpyodekaeru@gmail.com

郵便の場合

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1の1

東京ボランティア・市民活動センター

1階 メールボックス No. 45

FAX: 03-5684-1412